

貸室ご使用のお客様へ

1. 貸室使用にあたっての当日のながれ

入室時について

- ① 来館されましたら、「貸室カードキー」等をお渡ししますので、地域交流館『はらっぱ』1階交流ラウンジ受付にお越しください。
- ② スペース1Aと1B、及びスペース3Aと3Bを1室として使用される場合、出入口になる扉は2か所になります。外の解錠を行わず室内から解錠しますとエラーが発生しますので、必ず双方の解錠を行ってから入室してください。

退室時について

- ① 退室時には部屋の清掃を行い、発生したゴミはお持ち帰りください。
掃除道具は共用キッチンに設置しています。
- ② 万が一、破損や落ちない汚れ等が発生しましたら、受付までご連絡ください。
- ③ 机や椅子を移動した場合は、所定の位置にお戻しください。
- ④ ご予約いただいた貸室使用時間は、準備と片付けを含む時間となっています。
- ⑤ お帰りの際には、必ず受付に立ち寄り、貸室カードキー等の返却をお願いします。

夜間の冷暖房使用について

- ① 当日に追加申請された夜間の冷暖房のお支払いは、21時30分までにお願いします。

2. 貸室ご使用の中止、予約の変更について

- ① 貸室のご使用を中止、ご予約の変更をされる場合
【クレジットカード決済でお支払いされた方】施設予約サイトから手続きをお願いします。
【現地支払いでお支払いされた方】受付にお越しいただき、「太子町地域交流館使用中止及び使用料還付申請書」と発行済の「使用許可書」を提出していただく必要があります。還付となる場合は、口座振込での返金となりますので、ご本人名義の口座情報がわかるものをご持参ください。
- ② 還付については「太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例」第11条第1号～3号のいずれかに該当するときは、その全部または一部を還付いたします。

太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例第11条

既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、町長はその全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他使用者の責に帰すことができない理由により使用できなくなったとき。
- (2) 使用者が、使用日の1週間前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合で、町長が相当の理由があると認めるとき。
- (3) その他町長が特別の理由があると認めるとき。